

理由

国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であつて当該政府が弁済することができる見込みがないと認められるものの全部を免除するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。